

埼玉県浦和競馬組合業務委託一般競争入札公告

浦和競馬場給茶業務委託について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月12日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 入札対象業務

- (1) 業務名
浦和競馬場給茶業務委託
- (2) 業務場所
埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 設計金額
入札執行後に公表する。
- (5) 業務概要
 - ア 目的
浦和競馬場本場及び場外開催において給茶サービスを行う。
 - イ 業務内容
浦和競馬場内の対面給茶コーナー及び自動給茶機の運営

2 入札

- (1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後において、入札公告、仕様書（質問に対する回答を含む）及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（業務名）の入札書在中」と記載する。また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 下表に掲げる項目に該当する者。

資格者名簿への 登載	<p>令和 5・6 年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿において、業種「販売」または「賃貸」の項目小分類「給茶器」に登録されている者で、以下のいずれかの条件に該当すること。</p> <p>ア 直近 5 年において公営競技施設で給茶業務の実績がある</p> <p>イ 直近 5 年においてその他施設で給茶業務の実績があり、格付け「A」に登録されている</p> <p>ただし、競争入札参加資格審査通知書において資格の有効期間の始期が告示日以前の者に限る。</p>	
所在地区分	営業所等所在地	指定なし
業務実績	<p>埼玉県内で以下のいずれかの業務を過去 5 年以内に 1 年以上履行した実績があること。</p> <p>ア 公営競技場における給茶業務</p> <p>イ その他施設においては、一つの契約額が年間 5 0 0 万円以上の給茶業務</p> <p>なお、上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p>	

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のとおり下記の(3)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和 6 年 3 月 1 8 日（月）午後 5 時

(2) 入札参加資格確認申請書類提出先

埼玉県浦和競馬組合 総務課 ファンサーサービス・広報担当

電子メール u.kikaku@urawa-keiba.or.jp

(3) 提出書類

ア 様式第 2 号「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 様式第 3 号「一般競争入札参加資格等確認資料」

ウ その他、「資格審査に係る確認資料の提出」の「添付資料目次」を参照すること。

(4) 確認結果

令和 6 年 3 月 1 9 日（火）午後 5 時まで電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知する。

5 業務説明会

開催しない

6 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。なお、資格者名簿に登録されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和6年3月15日（金）午後5時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 総務課 ファンサーサービス・広報担当

電子メール u.kikaku@urawa-keiba.or.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和6年3月18日（月）午後5時までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。

- (3) 入札参加者から質問がない場合でも質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 最低制限価格

設定しない

8 入札及び開札場所等

- (1) 場所

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合事務所 5階大会議室

- (2) 日時

令和6年3月22日（金）午後2時00分

- (3) 開札

入札終了後、直ちに行く。

9 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

10 契約書（案）

浦和競馬場給茶業務委託契約書（案）のとおりに

11 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第78条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、令和3年4月1日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料（2契約分）を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。

ア 提出期限

令和6年3月19日（火）午後5時まで

- (3) 入札保証金の納付方法

納入通知書により納付すること。

ア 納入通知書の発行依頼

納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。

イ 納入通知書の発行依頼期限

令和6年3月19日（火）午後2時まで

- ウ 納付期限
令和6年3月21日(木)
 - エ 納付の確認
金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。
 - オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限
令和6年3月21日(木)午後4時まで
- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。
- ア 対象となる保証
銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証
 - イ 提出期限
令和6年3月21日(木)午後4時まで
- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者
 - イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記(3)オに示す期限までに提出した者
 - ウ 入札に付する場合において、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - エ その他前号に準ずる場合であると、管理者が認めるとき
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和6年4月1日(月)までの期間を含むこと。
- (7) 提出先
〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
埼玉県浦和競馬組合 総務課 ファンサービス・広報担当
電子メール u.kikaku@urawa-keiba.or.jp

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(埼玉県浦和競馬組合の財務規則第62条第2項各号に該当する場合は免除する。)

13 支払条件

委託金額は、委託業務の履行確認の後、月別支払内訳書に基づく受注者の請求により支払うものとする。

14 その他

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札の辞退

様式第8号「入札辞退届」を提出すること

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- エ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- キ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印がないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたのもの
 - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたのもの
 - (ク) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(4) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の100/110の価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。
- エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は再度入札に参加することができない。

(5) その他

- ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、入札に参加すること。
- イ 委託業務の中止について
令和6年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、すでに要した費用を委託者に請求することができない。

15 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 総務課 ファンサービス・広報担当
TEL 048-881-1764
FAX 048-882-0067